

## 事業実施・助成ガイドライン細則2 助成カテゴリーにかかる措置

(助成カテゴリーの分類)

第1条 助成カテゴリーの分類は、要領1「助成カテゴリーにおける助成上限及び資格要件」に定めるものとする。

(助成カテゴリーの助成上限)

第2条 助成カテゴリーにおける助成上限は、要領1「助成カテゴリーにおける助成上限及び資格要件」に定めるものとする。

2 助成上限は資産管理委員会の判断により解除されることがある。

3 年間助成総額の上限は、海外及び国内双方における助成総額の上限であることに留意する。

(助成カテゴリー資格要件)

第3条 各助成カテゴリーにおける資格要件は要領1「助成カテゴリーにおける助成上限及び資格要件」に定めるものとする。

(助成カテゴリー資格新規取得手続き)

第4条 助成カテゴリー取得を希望する団体は、助成カテゴリー申請書と要領1「助成カテゴリーにおける助成上限及び資格要件」に定める書類を事務局に提出する。助成カテゴリー新規申請受付は随時とする。

2 助成カテゴリーを初めて取得する団体は、カテゴリー1または2からの申請とする。

3 事務局は、前項の申請に必要な書類を受領後、速やかに審査し、要領1「助成カテゴリーにおける助成上限及び資格要件」に定める要件及び書類等が整っていることを確認した場合には、直近の資産管理委員会にカテゴリー取得の審議を求める。

(助成カテゴリー資格更新・変更手続き)

第5条 助成カテゴリーを取得している加盟団体は、毎年1回、助成カテゴリーの更新・変更手続きを行わなければならない。

2 助成カテゴリーの更新・変更の手続きは、毎年7月から9月に行うものとし、助成カテゴリーも更新・変更を希望する加盟団体は、助成カテゴリー申請書と助成カテゴリー取得申請書と要領1「助成カテゴリーにおける助成上限及び資格要件」に定める書類を事務局の要請に基づき提出する。

3 7月1日から9月末日までの間に新規取得または第6条に記載の再取得を行った団体については、要領1「助成カテゴリーにおける助成上限及び資格要件」に定める書類を省略し、申請書の提出のみで更新手続きできるものとする。

4 事務局は、前項の申請に必要な書類を受領後、速やかに審査し、要領1「助成カテゴリーにおける助成上限及び資格要件」に定める要件及び書類等が整っていることを確認したのちに、直近の資産管理委員会にカテゴリー更新・変更の審議を求める。

- 5 資産管理委員会は、加盟団体の助成カテゴリー資格更新・変更についての審議を行う。
- 6 助成カテゴリーを取得している加盟団体が、前項に定める助成カテゴリーの更新・変更手続きを行わなかった場合、助成カテゴリーを喪失するものとする。

(助成カテゴリー資格の再取得)

- 第6条 過去に助成カテゴリー資格を取得していた団体が、一旦資格を抹消した後、再度取得を希望する場合は、カテゴリー1からの申請とする。
- 2 助成カテゴリーの再取得は随時受け付ける。再取得を希望する団体は、助成カテゴリー申請書と要領1「助成カテゴリーにおける助成上限及び資格要件」に定める書類を事務局に提出する。
  - 3 助成カテゴリーを再取得する団体は、前項の書類に加え、助成カテゴリーの喪失から再取得を希望するに至った経緯に関する説明文書を提出しなければならない。
  - 4 事務局は、前項の申請に必要な書類を受領後、速やかに審査し、要領1「助成カテゴリーにおける助成上限及び資格要件」に定める要件及び書類等が整っていることを確認したのちに、直近の資産管理委員会にカテゴリー取得の審議を求める。

(助成カテゴリーの適用期間)

- 第7条 新規取得及び再取得した助成カテゴリーの適用期間は、資産管理委員会で承認された時点から最初に到来する9月末日までとする。
- 2 更新・変更した助成カテゴリーの適用期間は、10月1日から翌年9月末日までとする。

(その他)

- 第8条 この細則の運用にあたり、事務局は必要に応じ、団体に対してヒアリングの実施や追加書類の提出を求めることができる。

附則

1. 本細則は、2007年度第5回常任委員会の承認を経て、2007年8月30日より施行する。
2. 本細則は、2008年度第2回常任委員会の議決により改正し、2008年5月20日より施行する。
3. 本細則は、2008年度第10回常任委員会の議決により改正し、2009年4月1日より施行する。
4. 本細則は、2011年度第2回常任委員会の議決により改正し、2011年6月1日より施行する。これに伴い、要領8「助成カテゴリー申請要領」(2009年10月1日施行)は廃止される。
5. 本細則は、2012年度第12回常任委員会の議決により改正し、2013年4月1日より施行する。
6. 本細則は、2016年度第13回常任委員会の議決により改正し、2017年3月17日より施行する。
7. 本細則は、常任委員会の議決(メール審議639)により改正し、2019年12月19日より施行する。